

事例 27

1 第1 設問前段について

2 1 本件において、Xは、Yに対し、合計1億2500万円の損害を被ったものの、介護費
3 用2500万円及び既払金4000万円を控除して、合計6000万円の支払を求めて訴え（以
4 下「本件訴訟」という。）を提起している。これに対し、裁判所は、弁護士費用を除く
5 損害合計額が7000万円で、Xに2割の過失が認められ、弁護士費用は200万円が相当
6 と判断している。そこで、裁判所は、どのような判決をするべきか。

7 (1) まず、前提として、本件訴訟の訴訟物をいかに考えるべきか問題となる。

8 ア この点、原告による試験訴訟の必要性和被告の不意打ち防止の調和の観点から、
9 原告が一部であることを明示した場合には、当該一部が訴訟物になるものと考え
10 る。

11 イ これを本件についてみると、Xは、合計1億2500万円の損害のうち、介護費用
12 2500万円及び既払金4000万円を控除しているが、これは、損害合計額1億2500
13 万円のうち、介護費用2500万円及び既払金4000万円を控除した一部として6000
14 万円を請求しているものと考えられる。そのため、Xは、6000万円が一部である
15 ことを明示しているといえる。

16 ウ そのため、XのYに対する6000万円の損害賠償請求権が訴訟物となる。

17 (2) 次に、裁判所は、Xに2割の過失、弁護士費用が200万円と認めていて、Xは、既
18 払金が4000万円あることを認めている。そして、既払金については、損害の補填た
19 る性質を有しているため、過失相殺後の損害額から控除するべきである。また、弁護
20 士費用については、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して
21 相当と認められる額の範囲内のものが、不法行為と因果関係に立つ損害となるもの
22 であるから、過失相殺の規定を適用するべきではない。そこで、裁判所としては、弁
23 護士費用を除く損害額に対して過失相殺を行い、その後既払金を控除して、弁護士費
24 用200万円を加えた金額をXの損害と認定するべきである。

25 (3) では、裁判所は、明示的一部請求において、いかなる基準で過失相殺を行うべき
26 か。

27 ア この点、前述のとおり、明示的一部請求において、訴訟物は当該一部になること
28 から、一部（内側）から過失相殺をするべきであるとも思える。しかし、明示的一
29 部請求をした原告の合理的意思としては、過失相殺を考慮したとしてもなお、請求
30 している一部分においては、請求権が存在すると考えていることから、かかる場合
31 において、一部からさらに過失相殺をすると、二重に過失相殺をすることになり妥
32 当ではない。

33 そこで、裁判所が認定した債権全額（外側）を基準に過失相殺をするべきものと
34 考える。

35 イ これを本件についてみると、裁判所は、前述のとおり、弁護士費用 200 万円を
36 除く損害額として、合計 7000 万円の損害額を認定している。そのため、7000 万円
37 から過失相殺を行うべきである。

38 (4) そうすると、過失相殺をした後の損害額は、5600 万円となり、ここから前述のと
39 おり、既払金 4000 万円を控除して 1600 万円となり、これに弁護士費用 200 万円を
40 加えた合計 1800 万円が X の損害額となる。

41 2 以上より、裁判所は、X の請求について、1800 万円の範囲で認める一部認容判決を
42 するべきである。

43 第 2 設問後段について

44 1 小問(1)

45 (1) では、X は、本件訴訟の判決確定後、介護費用 2500 万円について、Y に対して、
46 定期金賠償を訴求（以下「後訴」という。）することができるか。

47 ア まず、定期金賠償判決とは、身体障害を受けた被害者の稼働能力の喪失・減少に
48 よる損害または将来の出費の増大に基づく損害を、将来の回帰的給付（定期金）に
49 よって賠償することをいい（117 条 1 項参照）、後遺症による逸失利益や介護費用
50 がこれにあたる。本件において、X は、本件事故による後遺症の介護費用を請求し
51 ていることから、定期金賠償を請求することができそうである。

52 イ もっとも、本件訴訟は、一部認容判決であるから、一部棄却されているのであ
53 り、このような場合において、後訴は適法となるか。

54 (ア) まず、前述のとおり、明示的一部請求において、訴訟物は明示された一部
55 である。そして、前訴確定判決の後訴での通用性ないし拘束力たる既判力は、
56 紛争解決の十分性から、主文に包含された訴訟物（114 条 1 項）にのみ生じる
57 のが原則である。そのため、一部と残部は別の訴訟物となるため、X の残部請
58 求は既判力に反することにはならない。

59 (イ) そうだとしても、前訴においては、一部棄却されているのだから、残部請
60 求は許されないのではないか。

61 この点、前訴の一部請求において一部認容判決がなされた場合には、残部は
62 存在しないと考えるのが自然である。当然債権全体について弁論を尽くし審理
63 も債権全体について行われたはずだからである。そこで、このような後訴は、
64 実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴
65 の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合
66 理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。し

67 たがって、特段の事情のない限り信義則（2条）に反し、訴えを却下すべきで
68 ある。特段の事情とは、債権全体について審理が尽くされなかった場合等であ
69 る。

70 これを本件についてみると、本件訴訟において、Xは、介護費用を除外して
71 それ以外の費目に限定した明示の一部請求であるから、これは単なる数量的な
72 一部請求ではなく、債権の特定の一部を請求するものであり、残部の存否につ
73 いて審理されることはない。介護費用が除外されている以上、攻撃防御の対象
74 となっておらず、裁判所もその存否を認定できないのであるから、審理の蒸し
75 返しということはありません、この一部請求が全部棄却または一部棄却された場
76 合であっても、債権全体について審理が尽くされたものということとはできず、
77 特段の事情が認められる。

78 したがって、Xは残部介護費用の請求をすることは、信義則に反しない。

79 (2) 以上より、Xは、後訴において、介護費用2500万円の支払を求めることができる。

80 2 小問(2)

81 (1) では、Yは、Xの後遺障害が軽快したとして、支払済みの賠償金の差額を不当利得
82 として返還請求することができるか。

83 (2) この点、訴訟物である額の判断については、確定判決の既判力の遮断効により、事
84 実審の口頭弁論終結時までに存在した事実に基づいて争うことは許されない。確かに、
85 額の変動が、口頭弁論終結時に予測できなかった不測のものによるものである場合、
86 金銭債権の一部についてのみ判断された、もしくは別個の損害賠償請求権が存在
87 すると考えることもできるが、本件におけるXの後遺障害については、口頭弁論終結
88 時における客観的な予測に基づく認定判断が誤っていたにすぎない。

89 (3) 以上より、Yが後訴において、Xに対して支払済みの賠償金の返還を訴求すること
90 は、既判力に反し許されない。

91 以上